

農機具共済のご加入にあたって(重要事項説明書)

この説明書は、契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたいものをまとめたものです。

必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、この説明書のほか、ご契約に関する事項は、「農機具損害共済約款」または「農機具更新共済約款」に詳しく記載されていますので、あわせてご確認のうえ、大切に保管してください。

I. 契約概要のご説明

1. 仕組み及び引受条件等

(1) 共済の仕組み及び名称

① 仕組み

農機具共済は、稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故(注)により、ご加入いただいた農機具及び附属装置が損害を受けたときに災害共済金をお支払いします。

(注) 「(3) 共済金をお支払いする場合」を参照してください。

② 共済の名称(種類)

農機具共済は、次の2種類の共済があります。
・農機具損害共済
・農機具更新共済

(2) 補償の対象(共済目的)

補償の対象は、未使用の状態で取得され、かつ共済規程で定める農機具です。ただし、付保割合条件付実損填補特約を付帯する場合、中古農機具も対象となります。(損害共済)

① 附属装置を補償の対象とする場合は、申出が必要です。

(3) 共済金をお支払いする場合

① 共済責任期間中に発生した損害で補償の対象となる事故(共済事故)は、次のとおりです。

ア. 火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、
盜難による盗取若しくはき損・鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損

イ. 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込み、
その他これらに類する稼働中の事故

ウ. 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、
高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、
崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害(地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます)及び落雷による損害を除きます。)

② 災害共済金のお支払額

災害共済金のお支払い額(注1)は、共済金額を限度として、損害の額(注2)に共済金額の新調達価額(共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額)に対する割合を乗じて得た額となります。

損害額の算定は、損害部品の価格については標準小売単価により、修理時間及び工賃は

標準作業時間及び標準作業工賃に基づき、それぞれ算出します。

又、事故内容及び損害部品によっては、損害額から免責額が差引かれて支払われます。差引かれる免責額は損害額×免責割合で出されます。免責事項には上記のほか、整備不良や運転者の操作不適切により発生した損害も、その程度に応じて免責されます。

具体的な免責割合については、(別紙)農機具共済免責基準表で内容をご確認ください。

(注1) 農機具共済は、新調達(再取得)価額までを補填する仕組みですが、損害が生じてから一年以内に復旧しなかった場合、時価損害額によって算定した共済金のお支払いとなりますので、ご注意ください。

ただし、災害救助法が適用された区域において、同法の適用となる災害により損害が生じた農機具については、4年以内に復旧した場合、新調達(再取得)価額まで補填します。

(注2) 損害の額は、新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。

③ 他の保険(共済)契約がある場合

ア. 加入契約いただいた農機具に、複数の「保険(共済)」(以下、共済等といいます。)と契約がされている場合、それぞれの共済等から共済金・保険金(以下、共済金等)が支払われますが、支払われる共済金等の合計額が、損害の額を超えてお支払いすることはできません。そのため、それぞれの契約の支払い合計が共済約款に定める支払限度額を超えるときは、共済約款に定める方法により共済金を分担して支払うこととなります。

イ. 他の共済等では、按分支払いをせず自社の独立責任額を共済金等としてお支払いをし、その支払額がNOSAIとの按分により算出した額を超えた分をNOSAIに請求(求償)することにより調整を行う場合があります。

この方法を希望された場合、NOSAIでは、損害額と他の共済等が支払った共済金等との差額をお支払いすることとなりますので、他の共済等がNOSAIに請求する額をご確認の上、NOSAIへの共済金の請求をお忘れないよう、ご注意をお願いいたします。

(4) 共済金をお支払いしない場合

- ① 次に掲げる損害に対しては、災害共済金をお支払いしません。
 - ア. 農機具損害共済の稼働中の事故は、損害の額が新調達価額の10%未満に相当する金額又は10万円未満の損害。農機具更新共済の稼働中の事故は、損害の額が新調達価額の30%未満に相当する金額又は30万円未満の損害。
 - イ. 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
 - ウ. 加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
 - エ. 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害
 - オ. 運転者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - カ. 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
 - キ. 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害
 - ク. 故障(偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電気的又は機械的損害をいいます。)
 - ケ. 凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害
 - コ. 消耗部品にのみ発生した損害
 - サ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害
 - シ. 地震等によって生じた損害(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます。)
 - ス. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- ② 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。
 - ア. 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合
 - イ. 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
 - ウ. 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
 - エ. 共済金の請求を3年間怠った場合

2. 共済責任期間

- (1) 共済責任期間は、農機具損害共済においては1年、農機具更新共済においては3年以上の期間であって農機具の耐用年数の範囲内です。
- (2) ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。加入申込後にお送りする「加入承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期限日までにお支払いください。なお、共済責任期間は後日お送りする農機具共済証券でご確認ください。
- (3) 加入申込書に記載された責任開始日を過ぎてお支払いいただいた場合の共済責任期間は、お支払い日から1年となります。なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。

3. 契約条件(共済金額等)

(1) 契約の単位

農機具1台(又は一式)ごとの契約となります。

(2) 共済金額の設定

① 1台あたり3万円(農機具損害共済にあっては50万)から1,000万円まで

② 共済金額の設定単位は、1万円単位となります。

4. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、農機具の機種、付帯する特約などにより決まります。詳しくはNOSA Iまでお問い合わせください。

5. 共済掛金等の払込みに関する事項

共済掛金等の払込み方法は、原則口座振替とします。振込期日は納入告知書又は自動継続ご案内通知にて通知します。

払込期間を過ぎて共済掛金の払込を受けた時は、改めて加入の申込があったものとして取り扱います。

付帯できる特約

付帯できる特約は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

- (1) 付保割合条件付実損填補特約(損害共済)
- (2) 臨時費用担保特約
- (3) 自動継続特約(損害共済)
- (4) 地震等担保特約

II. 注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約時の注意事項(告知義務—加入申込書の記載上の注意事項)

① 契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項としてNOSA Iが告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。

② 加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- (1) 農機具の情報
 - 機種名、銘柄、型式、車体番号、附属装置、購入年月、格納場所、管理物件の有無
- (2) 他の保険・共済契約等に関する情報
 - 農機具を契約の対象とする他の保険契約又は共済契約
- (2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）
 - (1) ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合は、遅滞なくNOSA Iにご通知ください。
 - (2) ご通知がない場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
 - (3) ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行いますが、変更ができない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【通知事項等】（加入申込書の☆印以外の事項）

- (1) 農機具を譲渡する場合
- (2) 農機具を解体または廃棄する場合
- (3) 農機具が共済事故以外の原因により破損した場合
- (4) 農機具の用途を変更し、または著しく改造した場合
- (5) 農機具の格納場所または設置場所を変更した場合
- (6) 共済事故に係る危険が著しく増加した場合
- (7) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

2. 損害防止義務

- (1) 共済契約者は共済目的について通常の管理や操作を怠ってはならず、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- (2) 損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

3. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
- (3) NOSA Iの契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

III. その他のご説明

1. 注意喚起情報のほかにご注意いただきたい事項

(1) 超過共済による共済金額の減額

- (1) ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、ご契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
- (2) ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、ご契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

(2) 掛金等の返還・追加

- (1) 通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により掛金等の返還又は追加請求をいたします。
- (2) 解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

2. 事故が起きた場合の手続き等

(1) 事故が起きた場合の手続き

- (1) 事故が発生した場合遅滞なくNOSA Iにご連絡ください。事故の通知が遅延し共済事故・損害額の確定ができない場合は、共済金のお支払いができません。
- (2) 組合が提出を依頼した書類等は、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- (3) NOSA Iは事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- (4) 事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

(2) 共済金支払後の共済契約

- (1) 災害共済金の支払合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

(3) 免責基準表（別紙参照）

- (1) 加入者間の公平性を保つことを目的として、通常すべき管理、安全操作、その他損害防止義務を怠った場合、又は事故発生通知の遅延などについては、損害額から免責されることがあります。

「重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則」による重要事項のお知らせ

重 要 事 項 説 明 書

平素は、NOSAIをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、共済の加入にあたり、次の内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

1 「金融商品の販売等に関する法律」に基づく説明

農業共済組合は行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともにその保有する共済金支払い責任の一部を全国共済農業協同組合連合会と再共済契約を締結して危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いに努めていますが、大災害の連続発生等による、組合の財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

また、加入者の「告知」「通知」「損害防止」「重大な過失・法令違反」等の義務違反並びに「共済掛金未納」があるときは共済金の支払いができない場合があります。

2 「個人情報の保護に関する法律」に基づく説明

加入者の皆様の個人情報を適正に取り扱うために、関係法律、諸法令及び農林水産大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。その取扱いについては次のとおりです。

- ・引受推進、損害評価・共済金等の支払及び損害防止事業等の実施等への利用
- ・保険金及び補助金請求等に係る事務の共同処理等のための関係団体等への提供利用
- ・共済掛金徴収及び共済金支払に係る口座振替のための金融機関への提供利用
- ・その他、関係法令・条例に定められた事業運営上必要な目的のための利用

個人情報の開示、内容の訂正・追加・削除及び利用の停止等の請求がある時は、本人または代理人確認を実施したうえで対応します。

3 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく説明

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、ならびに反社会的勢力に該当しないこと及び自らまたは第三者を利用し暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約いただけない場合は、加入申し込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的な要求行為等をした場合は、共済契約が無効で解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、組合担当までお問い合わせください。

この説明書で分かりにくい点、また、詳細については、最寄りの「NOSAI長野」にお問い合わせ願います。

